

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月27日
【会社名】	第一中央汽船株式会社
【英訳名】	DAIICHI CHUO KISEN KAISHA
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 薬師寺 正和
【本店の所在の場所】	東京都中央区新富二丁目14番4号
【電話番号】	03(5540)1927
【事務連絡者氏名】	総務部長 西本 宏至
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新富二丁目14番4号
【電話番号】	03(5540)1927
【事務連絡者氏名】	総務部長 西本 宏至
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	D種種類株式 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 8,500,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年3月27日付をもって提出した有価証券届出書（平成26年4月10日、平成26年4月30日及び平成26年5月22日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）の記載事項のうち、平成26年6月27日に有価証券報告書を関東財務局長に提出したこと並びに同日開催の定時株主総会におけるD種種類株式の発行に関する議案並びに同日開催の定時株主総会、同日開催の普通株主による種類株主総会及び同日のA種種類株主による種類株主総会におけるD種種類株式の発行に伴い必要となる定款の一部変更に係る議案並びに同日開催の定時株主総会における資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関する議案の承認に伴い、関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 株式募集の方法及び条件

(1) 募集の方法

第3 第三者割当の場合の特記事項

- 3 発行条件に関する事項
- 6 大規模な第三者割当の必要性

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の差替え）

新たな事業年度に係る有価証券報告書を提出したことに伴い、平成26年3月27日付をもって提出した有価証券届出書に添付しておりました「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差し替えます。

（添付書類の削除）

平成26年3月期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）の業績の概要

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____野で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

<前略>

(注)1 発行決議

本有価証券届出書によるD種種類株式(以下「本D種株式」という。)に係る募集は、平成26年3月27日開催の取締役会決議によるものである。なお、平成26年6月27日開催予定の当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」という。)において、本D種株式の発行に関する議案について特別決議による承認を得ること並びに本定時株主総会並びに同日開催予定の普通株主による種類株主総会及びA種種類株主による種類株主総会において本D種株式の発行に伴い必要となる定款の一部変更に係る議案について特別決議による承認を得ることを条件とする。

<中略>

6 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行理由等

(1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等により資金の調達をしようとする理由

<中略>

募集の目的及び理由

<中略>

なお、当社は、累積損失を減少させ、平成26年3月期決算における繰越利益剰余金の欠損の填補を行うために、平成26年3月27日開催の取締役会において、本D種株式の発行と併せて、本D種株式発行と同時の資本金及び資本準備金の額の減少を決議するとともに、減少する資本金及び資本準備金の全額をその他資本剰余金から繰越利益剰余金へ振り替える剰余金の処分に係る議案を本定時株主総会に付議すること、並びに平成26年3月27日現在の資本準備金及び利益準備金の額を全額減少させ、利益準備金については繰越利益剰余金に振り替えるとともに、減少する資本準備金の全額をその他資本剰余金から繰越利益剰余金に振り替える剰余金の処分に係る議案を本定時株主総会に付議することを決議している。

<後略>

（訂正後）

<前略>

（注）1 発行決議

本有価証券届出書によるD種種類株式（以下「本D種株式」という。）に係る募集は、平成26年3月27日開催の取締役会決議によるものである。なお、平成26年6月27日開催の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）において、本D種株式の発行に関する議案について特別決議による承認を得ること並びに本定時株主総会並びに同日開催の普通株主による種類株主総会及びA種種類株主による種類株主総会において本D種株式の発行に伴い必要となる定款の一部変更に係る議案について特別決議による承認を得ることを条件とする。平成26年6月27日開催の本定時株主総会、同日開催の普通株主による種類株主総会及び同日のA種種類株主による種類株主総会において、上記の議案は全て原案どおり承認可決された。

<中略>

6 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行理由等

(1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等により資金の調達をしようとする理由

<中略>

募集の目的及び理由

<中略>

なお、当社は、累積損失を減少させ、平成26年3月期決算における繰越利益剰余金の欠損の填補を行うために、平成26年3月27日開催の取締役会において、本D種株式の発行と併せて、本D種株式発行と同時の資本金及び資本準備金の額の減少を決議するとともに、減少する資本金及び資本準備金の全額をその他資本剰余金から繰越利益剰余金へ振り替える剰余金の処分に係る議案を本定時株主総会に付議すること、並びに平成26年3月27日現在の資本準備金及び利益準備金の額を全額減少させ、利益準備金については繰越利益剰余金に振り替えるとともに、減少する資本準備金の全額をその他資本剰余金から繰越利益剰余金に振り替える剰余金の処分に係る議案を本定時株主総会に付議することを決議している。平成26年6月27日開催の本定時株主総会において、上記の議案は全て原案どおり承認可決された。

<後略>

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

（訂正前）

<前略>

（注）2 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上増加する資本金の額の総額である。また、増加する資本準備金の額は4,250,000,000円である。なお、当社は、本定時株主総会において承認されることを条件として、本D種株式の払込期日に、資本金及び資本準備金をそれぞれ4,250,000,000円及び4,250,000,000円減少させ、減少額全額をその他資本剰余金に振り替えることを予定している。

（訂正後）

<前略>

（注）2 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上増加する資本金の額の総額である。また、増加する資本準備金の額は4,250,000,000円である。なお、当社は、本定時株主総会において承認されることを条件として、本D種株式の払込期日に、資本金及び資本準備金をそれぞれ4,250,000,000円及び4,250,000,000円減少させ、減少額全額をその他資本剰余金に振り替えることを予定している。平成26年6月27日開催の本定時株主総会において、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関する議案は原案どおり承認可決された。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

3【発行条件に関する事項】

発行価格の算定根拠

(訂正前)

<前略>

客観的な市場価格のない種類株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な見解があるものの、本D種株式の払込金額は、会社法上、株式を引き受けるものに特に有利な金額に該当する可能性が高いと考えられることから、本D種株式発行については、本定時株主総会において、会社法第199条第2項及び第3項に基づく特別決議による承認を得る予定である。

<後略>

(訂正後)

<前略>

客観的な市場価格のない種類株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な見解があるものの、本D種株式の払込金額は、会社法上、株式を引き受けるものに特に有利な金額に該当する可能性が高いと考えられることから、本D種株式発行については、本定時株主総会において、会社法第199条第2項及び第3項に基づく特別決議による承認を得ている。

<後略>

6【大規模な第三者割当の必要性】

(訂正前)

<前略>

なお、本D種株式の発行については、本定時株主総会において、株主の皆様の特別決議による承認を得る予定である。

(訂正後)

<前略>

なお、本D種株式の発行については、本定時株主総会において、株主の皆様の特別決議による承認を得ている。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第66期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日） 平成25年6月27日 関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第67期第1四半期（自平成25年4月1日 至平成25年6月30日） 平成25年8月14日 関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第67期第2四半期（自平成25年7月1日 至平成25年9月30日） 平成25年11月14日 関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第67期第3四半期（自平成25年10月1日 至平成25年12月31日） 平成26年2月13日 関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日（平成26年4月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年7月3日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日（平成26年4月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を平成25年7月31日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日（平成26年4月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号並びに第19号の規定に基づく臨時報告書を平成25年8月14日に関東財務局長に提出

8【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日（平成26年4月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を平成25年10月2日に関東財務局長に提出

9【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日（平成26年4月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を平成25年11月14日に関東財務局長に提出

1 0 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日（平成26年4月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号並びに第19号の規定に基づく臨時報告書を平成25年12月9日に関東財務局長に提出

1 1 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日（平成26年4月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号並びに第19号の規定に基づく臨時報告書を平成25年12月13日に関東財務局長に提出

1 2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日（平成26年4月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づく臨時報告書を平成26年2月21日に関東財務局長に提出

1 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日（平成26年4月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を平成26年4月10日に関東財務局長に提出

1 4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日（平成26年4月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号並びに第19号の規定に基づく臨時報告書を平成26年4月30日に関東財務局長に提出

（訂正後）

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第67期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日） 平成26年6月27日 関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本届出書提出日（平成26年3月27日）までの間において変更その他の事由は生じていない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項も存在しない。

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本届出書の訂正届出書提出日（平成26年6月27日）までの間において変更その他の事由は生じていない。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本届出書の訂正届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項も存在しない。